令和8年度（2026年度）エゾシカ指定管理鳥獣捕獲等事業（標茶地域）業務仕様書

＜五十石地域＞

【基本情報】

住所等	土地所有者	メッシュ番号
川上郡標茶町五十石地内	個人所有	ｿ643

【猟法・捕獲手法】

当地では銃猟によって捕獲を実施すること。捕獲時期によっては、積雪状態で実施する可能性があることから、人員の投入や捕獲個体の搬出については、除雪を行った上で車両を使用すること。

また、事前調査等の結果や定点狙撃によってエゾシカの警戒心が高まり、捕獲効率が低下した場合は、餌による誘因、逃走防止用のネットの架設、ハイタワーの建設による射撃箇所の増設、くくりわなの設置を検討すること。

なお、実施場所については事業前調整会議の場で決定とすること。

猟法（捕獲手法）	実施期間	目標頭数	考え方
銃猟 （定点狙撃）	12月 ～２月	30頭	定点狙撃による捕獲を基本とし、３名１チームで実施すること（射手統括１名、射手２名）。
わな猟 （くくりわな）			エゾシカの警戒心が高まり、日中の出没が減少した際に、設置を検討すること。

【実施体制】

区　　分	内　　容
銃猟	・付近の農業活動の影響を考慮し、早朝の実施を基本とすること。 ・連続した出猟によりシカを警戒させないよう、捕獲実施日の間隔確保及び捕獲体制に入る際の移動時間の削減などを試みること。 ・当該地域では、事故防止に十分配慮した捕獲作業計画に基づき実行すること。 ・実施にあたっては道路を必要に応じて監視員を立てる等をして事業外の車両が進入しないようにすること。 ・当該地域は、平坦地が多いことから、射撃場所及び射撃方向に十分注意して実行し、場合によってはハイタワーを建設し射撃可能箇所を増やすこと。 ・希少猛禽類に配慮し、実施は２月下旬までとする。希少猛禽類の営巣情報がある場合は、その周囲への立入りや騒音発生などがないよう留意すること。

区　　分	内　　容
わな猟	・くくりわなの設置前に行う対象地域の調査により適切な設置位置を選定する。必要に応じて自動撮影カメラを用い、エゾシカの動向を把握すること。 ・くくりわなは銃猟の前日に架設すること。 ・銃猟終了後は次回の銃猟までわなを稼働しない状態にすること。 ・誘因餌を使用する場合、地域特性を鑑み、ヘイキューブ又はビートパルプを用いること。 ・給餌に当たっては、餌は箱に入れるなど散逸しないようにすること。 ・ヒグマの錯誤捕獲及びわなに掛かったエゾシカによるヒグマの誘引を防ぐため、対象地域におけるヒグマの活動状況を考慮してわな猟を実施すること。 ・エゾシカ以外の鳥獣が捕獲された場合は放獣すること。ただし、特定外来生物であるアライグマ及びアメリカミンクについては、あらかじめ北海道知事から捕獲等許可を得て、捕獲した場合は適切に処分すること。 ・わなには、事業者名又は従事者名、住所、従事者証の交付者名、委託元、実施期間及び捕獲しようとする鳥獣の種類を記載した標識を見やすい場所に設置するとともに、わな設置地への入口等、入林者や地域住民にわかりやすい場所に注意喚起標識を設置し周知すること。 ・わなの設置に当たり、樹木に損傷を及ぼさないよう十分留意すること。

【捕獲努力量】

猟法（捕獲手法）	捕獲努力量	備考
銃猟	24人・日	出猟人日数
わな猟	80基・日	設置基数・日数

＜塘路地域＞

【基本情報】

住所等	土地所有者	メッシュ番号
川上郡標茶町塘路地内	標茶町　ほか	ｿ632、ｿ543、ｿ534

【猟法・捕獲手法】

当地では林道上での銃猟によって捕獲を実施すること。捕獲時期によっては、積雪状態で実施する可能性があることから、人員の投入や捕獲個体の搬出については、除雪を行った上で車両を使用すること。

また、事前調査等の結果や銃猟によってエゾシカの警戒心が高まり、捕獲効率が低下した場合は、餌による誘因、銃猟の補助としてくくりわなの設置を検討すること。

なお、実施場所については事業前調整会議の場で決定とすること。

猟法（捕獲手法）	実施期間	目標頭数	考え方
銃猟 （ﾓﾊﾞｲﾙｶﾘﾝｸﾞ）	12月 ～２月	30頭	モバイルカリングによる捕獲を基本とし、３名１チームで実施すること（射手統括１名、射手２名。うち射手１名は運転手を兼ねる）。
わな猟 （くくりわな）			エゾシカの警戒心が高まり、日中の出没が減少した際に、設置を検討すること。

【実施体制】

区　　分	内　　容
銃猟	・付近の林業活動の影響を考慮し、早朝の実施を基本とすること。 ・連続した出猟によりシカを警戒させないよう、捕獲実施日の間隔確保及び捕獲体制に入る際の移動時間の削減などを試みること。 ・当該地域では、レクリエーション利用などによる人の出入りも想定されるため、事故防止に十分配慮した捕獲作業計画を作成し、実行すること。 ・一度に大量のエゾシカの捕獲が見込まれる場合は、別途回収専用車両の斡旋を検討すること。 ・射撃場所及び射撃方向に十分注意して実行すること。 ・希少猛禽類に配慮し、実施は２月下旬までとする。希少猛禽類の営巣情報がある場合は、その周囲への立入りや騒音発生などがないよう留意すること。

区　　分	内　　容
わな猟	・くくりわなの設置前に行う対象地域の調査により適切な設置位置を選定する。必要に応じて自動撮影カメラを用い、エゾシカの動向を把握すること。 ・くくりわなは銃猟の前日に架設すること。 ・銃猟終了後は次回の銃猟までわなを稼働しない状態にすること。 ・誘因餌を使用する場合、地域特性を鑑み、ヘイキューブ又はビートパルプを用いること。 ・給餌に当たっては、餌は箱に入れるなど散逸しないようにすること。 ・ヒグマの錯誤捕獲及びわなに掛かったエゾシカによるヒグマの誘引を防ぐため、対象地域におけるヒグマの活動状況を考慮してわな猟を実施すること。 ・エゾシカ以外の鳥獣が捕獲された場合は放獣すること。ただし、特定外来生物であるアライグマ及びアメリカミンクについては、あらかじめ北海道知事から捕獲等許可を得て、捕獲した場合は適切に処分すること。 ・わなには、事業者名又は従事者名、住所、従事者証の交付者名、委託元、実施期間及び捕獲しようとする鳥獣の種類を記載した標識を見やすい場所に設置するとともに、わな設置地への入口等、入林者や地域住民にわかりやすい場所に注意喚起標識を設置し周知すること。 ・わなの設置に当たり、樹木に損傷を及ぼさないよう十分留意すること。

【捕獲努力量】

猟法（捕獲手法）	捕獲努力量	備考
銃猟	24人・日	出猟人日数
わな猟	80基・日	設置基数・日数